化学製品 PL 相談センター

2024年5月10日発行

アクティビティノート 〈第 327 号〉

2024年4月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

1-1 2024年4月度相談受付件数 ····p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 ・・・・p.3~9

2. ちょっと注目 『 高齢者の事故を防ぐために 』 ・・・・p.10~11

3. コラム 『 バラの季節 』 ・・・・p.12~13

TOPICS



高齢者の事故を防ぐために

日本の総人口に占める75歳以上の高齢者の割合は、16.1%となり過去最高となりました。75歳以上で要介護認定1~3の方と同居・介護をしている人を対象に、家庭等で起きている事故の特徴を明らかにするアンケート調査が行われました。結果から何に気をつけるのか考えてみましょう。



バラの季節

5月になるとあちらこちらの西洋庭園でバラの花が咲き始めます。バラの花にまつわる数々の逸話がヨーロッパを中心に広まっています。今回は、人とバラをめぐる話をまとめてみました。

1. 相談業務

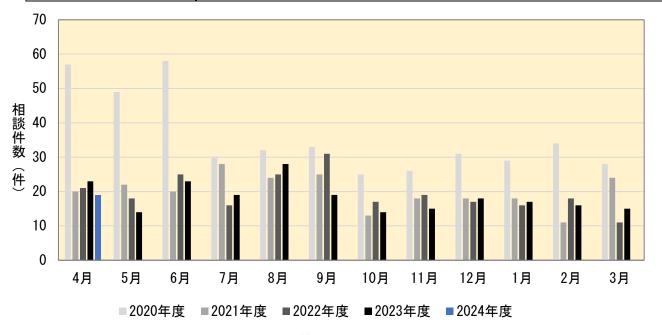
1. 1 相談受付件数

2024年4月度相談受付件数 (3/28~4/25 実働:21日)

	事故クレーム	品質クレーム	クレーム関連	一般相談等	意見·報告	合計	構成比
	関連相談	関連相談	意見·報告等		等		
消費者• 消費者団体	0	2	1	11	0	14	74%
消費生活 C・ 行政	1	0	0	3	0	4	21%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	1	0	1	5%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	1	2	1	15	0	19	
構成比	5%	11%	5%	79%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの				
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情				
5. / 即本辛目 却生生	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを				
クレーム関連意見·報告等 	出さないもの				
一般相談等	一般的な相談・問合せ等				
意見·報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの				



相談受付数の推移 (2020~2024年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合(ガス臭等)は「臭い」とすることにしています。

◆ 事故クレーム関連相談

◆ <バイクスクリーンに撥水剤を使用して変色> 「ガラスと透明樹脂に使用できる撥水剤を樹脂製のバイクスクリーンに使用し、2時間後に雨に濡れたところ変色した。撥水剤のメーカーに連絡し、確認したところ「製品には問題ない」と回答された。変色の程度は肉眼ではわかるが、カメラには映らず状況を伝えられない。バイクスクリーンの販売元に撥水剤の使用可否について確認すると「プラスチック用の撥水剤製品であれば使用できる」と回答された。変色したバイクスクリーンの損害賠償請求をしたい」との相談を受けている。製造物責任法の案件として、化学製品PL相談センターで対応してもらえるか。</i>

⇒当センターではあっせんや仲裁は行なっておりませんので、個々の製品のメーカーとの 交渉はできかねます。いずれかのメーカーから損害賠償を受けるには、消費者が、製造物に 欠陥が存在していたこと、損害が発生したことの事実を明らかにすることが原則となりま す。撥水剤とバイクスクリーンそれぞれのメーカーから、変色の程度と因果関係について 現物に基づいた調査を依頼し、見解を入手するよう伝えられてはいかがでしょうか。

◆ 品質クレーム関連相談

◆ 〈マニュキュアが落ちない除光液について〉 100円均一ショップの○○で、成分がエタノールと炭酸プロピレンの除光液を購入して使用したがマニュキュアが落ちない。○○に伝えたところ、マニュキュアの落ち具合(購入品、購入品と同ロット品、購入品よりも古い製造番号の3点の比較試験)と購入品の成分分析の結果について報告を受けた。「落ち具合については、違いはなく製品の性能として問題ない」と言われた。成分分析の結果については、エタノールは規格量が含有、炭酸プロピレンについては検出されないとの結果であったが、その部分について説明はなかった。このような製品は販売することは問題ではないか。化学製品PL相談センターは消費者庁から紹介された。〈消費者〉

⇒除光液には、アセトンの使用を避けるため主成分がエタノールと炭酸プロピレンを使用した製品があります。落ち具合については、使用したマニキュアの種類や施術方法によって違いが出ることも考えられます。訴求されている除光液としての効果が全くないのであれば虚偽や誇大表現として不当景品及び不当表示防止法(景表法)の優良誤認に該当する可能性があります。成分について、表示されている炭酸プロピレンが検出されなかったことについて○○から説明を受けてはいかがでしょうか。その上で消費者庁のウェブサイトに「景品表示法の相談・被疑情報の受付窓口(景品表示法に関する情報提供・相談の受付窓

口 | 消費者庁(caa. go. jp)」が掲載されていますので、情報提供されてみてはいかがでしょうか。

◆ <購入したコーヒーメーカーの化学物質の臭いが強い> 購入した○○社のコーヒーメーカーを使用したところ、化学物質の臭いが強く使用できない。取扱説明書に「使い始めのうちは、プラスチック特有のにおいがすることがあります。気になる場合は1~2回水だけでドリップしてからお使いください」とある。2回行ったが、臭いが弱くならない。現在、○○社に返品の検討を依頼し、回答待ちである。このような臭いがすることは安全性に問題あるのではないか、調べてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。<消費者>

⇒当センターでは、調査・分析などは実施しておりません。食品などに直接触れるプラスチック製品は食品衛生法により規格基準が設けられ、安全性に懸念のある物質の使用禁止や、使用の限度値を設定することにより、安全性の確保が図られています。一方、製品の臭いについて規制はありません。臭いの感じ方については、人により違いがあります。○○社のホームページでは、「1~2回水だけでドリップしても気になる場合は、クエン酸洗浄を行ってください」との記載もあります。メーカーの回答内容を確認され、コーヒーを入れる製品として、○○社の品質としての見解を求められてはいかがでしょうか。

◆ 一般相談

◆ <燻煙型の殺虫剤の安全性について> 「介護施設で燻煙型の殺虫剤○○を定期的に使用している。使用の際には、室内の人は退出させて使用後は換気をするなど製品に記載されている使用法、注意表示を守っている。施設職員である自分は化学物質過敏症であるので体調が悪くなる。入所者にも体調が悪そうに見える人がいる。製品○○の安全性は問題ないのか」との相談を受けている。安全性はどうなのか。他に同様の相談はあるか。<消費生活 C>

⇒個々の製品の安全性についてはメーカーが責任を持つ内容です。不明な点についてはメーカーに問い合わせるよう伝えてはいかがでしょうか。また、相談者の体調不良及び施設の入所者の健康状況については、医療機関にご相談するよう伝えてはいかがでしょうか。 当センターの過去事例に殺虫剤類を使用して体調不良になったとの相談はありますが、製品との因果関係は特定できていません。

◆ <フッ素樹脂加工のフライパンの安全性について> 消費者から「PFASについて心配である。フッ素加工されたフライパンも使用している」との質問を受けている。どのように回答したらよいか。<消費生活 C>

⇒PFAS (Per- and Poly Fluoro Alkyl Substances: \mathcal{N} ー/ポリフルオロアルキル化合物)とは、有機フッ素化合物を表す総称になります。環境中では分解しにくいと言われています。その中でもPFOA (Per Fluoro Octanoic Acid: \mathcal{N} ーフルオロオクタン酸)又はその塩類については、2019年の4~5月に開催されたストックホルム条約締約国会議で、長期間にわたって分解されずに環境中に残留する有害な汚染物質 (POPs)として、世界的に製造、輸出入、意図的な使用を禁止することが決定されました。国内においては、2021年4月16日「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改

正する政令」が、閣議決定され、「PFOA又はその塩」は第一種特定化学物質の指定となり、規制されています。消費者が使われているフライパンの安全性については、当センターではわからないので、メーカーに問い合わせをされるよう伝えてはいかがでしょうか。

◆ <改良された洗濯洗剤について> 愛用していた洗濯洗剤が改良され、今まで通り使用してよいか不安になった。メーカーに問い合せのため電話をしたが、番号非通知では繋がらないため確認できなかった。今まで通りで使用しても問題ないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。</i>

⇒当センターは、個別の製品の詳細情報は持ち合わせておらず、メーカーに確認いただく 内容です。製品の容器に表示されている使用方法や使用上の注意を確認し、その指示に従 い使用されてみてはいかがでしょうか。

◆ <しろあり駆除剤の安全性について> 業者によるしろあり駆除を検討している。現在、妊娠中のため薬剤が体に影響を及ぼさないか心配である。公益社団法人日本しろあり対策協会の認定薬剤を使用すると業者には言われている。本当に大丈夫なのか。〈消費者〉

⇒当センターはしろあり駆除剤個々の安全性の詳細な知見は持ち合わせておりません。認定薬剤とは、公益社団法人日本しろあり対策協会により、薬剤の効力、安全性などの適格性を評価することによって一定の基準を満たしていると認定したものとされています。但し、個人の体質や体調に起因して、まれにアレルギーなどの体調に影響が起きる場合があります。かかりつけの産婦人科医に相談され、アドバイスを受けられてはいかがでしょうか。

◆ <アルミニウム容器の安全性について> 中味が入ったアルミニウム製の飲料容器を洗って再使用しようと思うが、アルミニウムが心配である。痴呆などの病気の原因になると聞いたことがある。住まいの消費生活センターから紹介された。</消費者>

⇒アルミニウムとアルツハイマー型の痴呆症については、厚生労働省もそのウェブサイトで『一時期、アルツハイマー病とアルミニウムの関係があるといった情報もありましたが、現在は、この因果関係を証明する根拠はないとされています。』と、否定的な見解を明らかにしています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuten/aluminium/index.html)

なお、食品や飲料の容器を再使用する場合、外部から雑菌が侵入し腐敗などにより中味が 変質することが考えられます。容器の再使用はおすすめできません。

◆ <柔軟剤と思われるニオイについて> 隣家からのおそらく柔軟剤と思われるニオイが原因で、体調不良になり医療機関に通っている。化学物質過敏症といわれ、現在は向精神薬を処方されて治療している。隣家からのニオイを分析することはできるのか。行政から化学製品PL相談センターを紹介された。

⇒ニオイを分析することは一般に困難です。柔軟剤などニオイのある製品については、人によってはニオイで体調不良を感じる場合があります。ニオイのある製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なこ

とを啓発することが必要で、消費者庁など関連省庁では、柔軟剤などの香り付き製品の使い過ぎに注意し、周りの方に配慮した使用をするように啓発を行っています。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_230711_01.pdf) 既に、医療機関に通われているので指示に従いながら、治療をすすめられてはいかがでしょうか。

◆ <食品トレーが少し燃えたので心配> スーパーで購入した食品の入っていた透明なトレーを ガスレンジの近くに置いたところ、少し燃えてしまった。煤(スス)なども出たが、体調に変 化はない。体に有害なのか心配になった。化学製品PL相談センターはインターネットで知っ た。〈消費者〉

⇒透明なトレーの材質は明確ではありませんが、一般に使われる素材はポリエチレン、ポリプロピレン、PETといわれるポリエチレンテレフタレートなどが考えられます。少量が燃えた程度で、現在体調に変化がないようであれば過度に心配される必要はありません。今後、トレーなど可燃性のものを火気の近くに置かないよう注意して下さい。

◆ 〈次亜塩素酸ナトリウムの安全性について〉 20年以上前から隣人が側溝に次亜塩素酸ナトリウムを撒いている。8年前に目が開けられない状態になったため、市役所に連絡して調べたところ「特に問題はない」との回答であった。家族4人が肺気腫になり、近所でも多数の人が呼吸器疾患で亡くなっていることは間違いない。隣人は既に引っ越しているが、このような状況を放置した行政に問題があると訴えているが話を聴いてくれない。化学製品PL相談センターで次亜塩素酸ナトリウムと自身や周辺で起こっている呼吸器疾患との因果関係を調べてほしい。化学製品PL相談センターは行政から紹介をされ、以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒当センターでは、調査・分析などは実施しておりません。お伺いしたご自身やご家族の症状と隣人の次亜塩素酸ナトリウム使用との間の因果関係について、当センターでは判断できかねます。現在のお体の状況については、医療機関に見解を求めてはいかがでしょうか。

◆ <隣家から漂ってくる化学物質の影響で体調不良> 隣家でおそらくクリーニングを仕事にしていると思われるが、洗浄に使っている化学物質が漂ってくる影響で体調がすぐれない。化学物質を調べられないか。隣家に聞いても洗剤としか答えてくれない。体調不良で健康被害を生じていると思う。行政や警察に相談し、隣人に伝えたが解決しない。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは、調査・分析などは実施しておりません。また、医療機関ではないので、 体調不良について判断はできかねます。健康被害としての体調不良と使用されている化学 物質との因果関係について明確にされることが必要ですので、医療機関へ相談をされては いかがでしょうか。

◆ <朱肉の安全性について> 朱肉を使用して押印をし、乾燥するためにドライヤーを使用した。 インターネットをみると、熱を加えると有害物質に変化することがあるとの情報があった。乾燥のために熱を加えた場合の安全性はどうなのか。化学製品PL相談センターはインターネッ

トで知った。〈消費者〉

⇒朱肉には、練り朱肉、スポンジ朱肉などさまざまな種類があります。使用されている成分も植物油や合成樹脂などに色素成分として有機色素や金属化合物を使用するなどさまざまです。金属化合物で硫化水銀が使用された場合は、400℃を超える高温では分解して有害な水銀ガスになる場合があります。当センターには個別の製品の成分や安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。安全性に関しては、製品のメーカーに確認されてはいかがでしょうか。

◆ <海外通販サイトで購入したアクセサリーの安全性について> 中国の通販サイト○○でピアス等のアクセサリーを購入し、使用している。先日のネットニュースに通販サイト○○で販売されたアクセサリーから、韓国の安全基準値を超える重金属(鉛・カドミウム)が検出されたとの情報が出ていた。現在、購入した製品が対象かどうか、使用しても大丈夫かについて通販サイト○○に問い合わせて回答待ちである。鉛、カドニウムが韓国の安全基準値を超えるピアスを使い続けても安全性に問題ないか。<消費者>

⇒当センターでは、使用中の製品に関して使用継続可否の判断は、できかねます。鉛やカドミウム等の重金属については、日本国内では金属製アクセサリー類等の鉛やカドミウムについての規制はなく、食品衛生法において、食品に直接触れる食器調理器具及び包装材と乳幼児が口に入れる、飲み込むことを想定したおもちゃについて、規格基準が定められています。通販サイトの回答内容を確認されてはいかがでしょうか。

◆ <並行輸入品の化粧品の成分を調べてほしい> インターネット通販で今まで購入していた化粧品○○が、並行輸入で安く販売されていたので購入し、使用したところ、シミができた。並行輸入の販売業者○○に連絡したところ、製造販売業者に連絡するように言われた。「今までインターネット通販で使用していたものでは問題なかったが、並行輸入で購入した製品では肝斑のようなシミができた」と伝えると、「いろいろな国で販売しており、販売先の国に合わせて、香り等は変えている」とのことであった。現在、機能性食品で健康被害が起きていることから、使用した化粧品も何かシミの原因になるような成分が混入しているのではないか。製品の成分を分析してほしい。化学製品PL相談センターは消費者庁から紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、調査・分析などは実施しておりません。シミと製品の因果関係については、皮膚科の医療機関に相談をされてはいかがでしょうか。並行輸入品については、消費者庁が「海外の製品を並行輸入品や個人輸入品として購入するときの注意点 一安全性に問題、返品や交換・リコール対応ができない可能性も一」

consumer_safety_cms204_190830_01.pdf (caa.go.jp)として、注意喚起しています。今後の参考にされてはいかがでしょうか。

◆ <アスベストを含有する珪藻土バスマットについて> 使用していた珪藻土のバスマットが割れてしまったが、その上に布を敷いて半年間使用していた。既に処分して手元にはないが、最近、使用していた製品にアスベストが含有されていたとして製品回収の対象となっていたことを知った。メーカーに問い合わせたところ、「削ったり、割れたりした際にアスベストが飛散することがあるが、置いていただけでは問題はない」との回答であった。今後、健康被害が発生

することはないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お伺いした話から、バスマットが割れた際に飛散したアスベストを吸い込んだ可能性は 考えられます。吸入されたかどうかについては定かではありませんが、吸い込んだ量と健 康被害との関係については、厚生労働省の「アスベスト(石綿)に関するQ&A

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/topics/tp050729-1.html)」の中に「アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められていますが、短期間の低濃度ばく露における発がんの危険性については不明な点が多いとされています。現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかということは明らかではありません」とあります。また、自主回収が行われた当時の厚生労働省の報道発表資料(令和2年12月22日)にも、「固形のバスマットやコースターについては、通常の使い方で使用している限りは石綿(アスベスト)が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません。しかしながら、削ったり割ったりした場合など破損したときには飛散するおそれがありますので、調査中の製品をお持ちの方も含め、破損しないようにお願いします。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15629.html)」とあります。 ご心配であれば医療機関にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <製造物責任(PL)法について> PL法で義務付けている表示はあるか。<業界団体>
 - ⇒PL法では製品の具体的な表示内容を定めていません。製品表示の義務付けは、例えば、 消費者が日常使用する家庭用品を対象に、製品の品質について表示すべき事項や表示方法 が家庭用品品質表示法により定められているなど、個々の製品カテゴリーによって法律ま たは業界自主基準に基づき表示が義務付けられている場合があります。
- ◆ <アクティビティノート掲載の記事の使用について> ○○消防署の職員だが、アクティビティノート第309号のちょっと注目「油で汚れた布が自然発火」の記事の内容を当管内で発生した火災の再発防止を啓発するために活用してもよいか。〈行政〉
 - ⇒出典元として当センターを記載の上、活用をいいただいて結構です。

◆ クレーム関連意見・報告等

◆ <柔軟剤の香りを規制してほしい> 柔軟剤や洗剤の二オイで体調が悪くなる。どの製品かは わからない。自分よりもっと苦しんでいる人もいると思うので柔軟剤や洗剤などの二オイにつ いて規制してほしい。住まいのある消費生活センターにも相談したところ、化学製品PL相談 センターを紹介された。<消費者>

⇒柔軟剤などニオイのある製品については、人によってはニオイで体調不良を感じる場合があります。ニオイのある製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なことを啓発することが必要で、消費者庁など関連省庁では、柔軟剤などの香り付き製品の使い過ぎに注意し、周りの方に配慮した使用をするように啓発を行っています。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_sa

fety_cms205_230711_01.pdf)

当センターは相談者からの要望を直接、メーカーなどへ働きかけることはしていません。 いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告 書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。



高齢者の事故を防ぐために

総務省統計局の2023年10月1日現在の人口推計によると、日本の総人口は1億2435万2千人となり、前年に比べ59万5千人減少し、13年連続の減少となりました。65歳以上の高齢者の人口は、3622万7千人で前年に比べ9千人の減少となった一方、総人口に占める割合は前年から0.1ポイントの増加で29.1%となり、過去最高となりました。また、1947年~1949年生まれの第1次ベビーブーム世代が75歳を迎え、75歳以上の高齢者の人口は、2007万8千人で前年に比べて71万3千人の増加、総人口に占める割合は、0.6ポイントの増加で16.1%となり、過去最高となりました。

消費者庁では、75歳以上で要介護認定 1~3を受けている高齢者と同居・介護を行っている人を対象に、家庭や介護施設等で起きている事故の特徴を明らかにするアンケート調査を行い、その結果が公開されました。高齢者は、事故をきっかけに生活の質が悪化することがあります。何に気をつけるのか考えてみましょう。



○アンケート調査の内容

家庭内や通所型介護施設(デイサービス)にて、同居・介護をしている時に高齢者に起きた事故の 実態について、インターネットによるアンケート調査を行いました。

アンケートの回答者の構成

調査期間: 2023年10月31日~11月14日

調査対象者:過去2年間において75歳以上で要介護認定1~3を

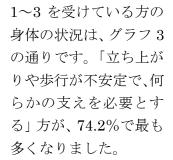
受けている方を同居・介護していた 1000 人

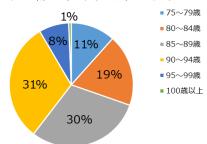
調查対象者割付:居住地域別3区分

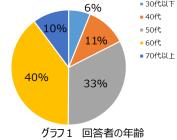
東京 23 区または政令指定都市、中核市、左記以外

グラフ1は、今回のアンケート回答者の年齢構成で、60歳以上の割合は50%となりました。

また、回答者が同居・介護している 75 歳以上で要介護認定 1~3 の方は 1051名で、その構成をグラフ2に示し ます。そして、75歳以上で要介護認定









グラフ2 同居・介護している 75 歳以上で要介護認定 1~3 を受けている方の構成



グラフ3 同居・介護している 75 歳以上で要介護認定 1~3 を受けている方の身体の状況(複数回答)

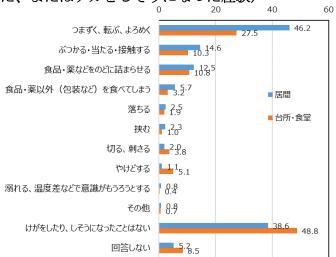
○アンケート調査の結果から(屋内でケガをした、またはケガをしそうになった経験)

アンケートでは、屋内を居間、寝室、台所・食堂、洗面所、風呂場、玄関、階段、トイレ、廊下などの場所に分けて調査をされましたが、どの場所においても「つまずく、転ぶ、よろめく」が最も多く、次いで「ぶつかる・当たる・接触する」となりました。一方、台所・食堂においては、「食品・薬などをのどに詰まらせる」が2番目に多くなる特徴がみられました。居間と台所・食堂における結果の事例をグラフ4に示します。

「つまずく、転ぶ、よろめく」「ぶつかる・当たる・接触する」それぞれに回答した831名と310名について、その後の結果を調べたグラフ5では、「打撲」、「擦り傷」などの負傷をしていることが分かりました。特に「骨折」に至る場合もあり、「つまずく、転ぶ、よろめく」では、30.7%の方が「骨折」をしていました。高齢者では、骨折がきっかけになり介護が必要な状態になる場合が多いとの報告もありますので、十分に注意をする必要があります。

グラフ6は、グラフ4で「つまずく、転ぶ、よろめく」「落ちる」と回答した842名に、「転倒した、しそうになった時の状況」を複数回答で聴取したものです。回答は「段差につまずいたとき」が67.1%、次いで「立ち上がったとき」46.8%となり、この二つがケガをする大きな要因であることが分かります。

高齢者が行動する際には、周りで見守る人が小さな段差や急な動きに、注意することで事故を防ぐことが可能です。室内など普段の



グラフ 4 屋内においてケガをした、またはしそうになった経験 (複数回答) 10 30 40 50 60 43.9 51.3 打撲 摔り傷 30.7 骨折 切り傷 17.6 19.7 ■ つまずく・転ぶ・よろめく 16.7 16.1 捻挫 ■ぶつかる・当たる・接触する その他 ケガ無し 回答しない 1.0 1.9



グラフ 6 転倒した、しそうになった時の状況(複数回答)

動線の中に、つまずく原因となる段差などをなくすこと、手すりなど体を支えることができる設備を設けることで、事故を予測して防ぐこともできます。改めて身の周りを見直してみましょう。

【参考にした情報】

1) 令和5年度「高齢者の事故防止等に関するアンケート調査」:消費者庁

 $\underline{\text{https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project 012/assets/future caa cms201 240410 0} \\ \underline{\text{1.pdf}}$



バラの季節

5月になるとあちらこちらの西洋庭園でバラの花が咲き始めます。バラの花にまつわる数々の逸話がヨーロッパを中心に広まっています。今回は人とバラをめぐる話をまとめてみました。¹⁾



○人とバラの係わり

人とバラの係わりは最古の文明といわれるメソポタミア文明(紀元前 3000 年頃)まで遡ることができます。当時の墓地や神殿からバラの花束が遺物として発見されています。地中海のクレタ島にあるクノッソス神殿に残されたフレスコ画(紀元前 2000 年頃)にはバラが描かれています。科学的な視点から見ると葉の付き方、花弁の枚数(本来 6 枚が奇形の可能性か 5 枚しかない)などバラであると判断するのが難しいと言われていますが、最古のバラの絵画といわれています。ギリシャ時代(紀元前 1200 年頃)になると、バラは特にその香りを中心に、体に塗る香油として広く使われようになります。そしてローマ時代(紀元 0 年頃)になるとバラに対する関心はますます高まり、熱狂的とも言えるものとなりました。複数の産地から大量のバラがローマに集められ、歴代のローマ皇帝はバラの花を大量に消費しました。5代皇帝ネロは、室内だけでなく歩く道にバラを撒くなどバラの花で身の回りを埋め尽くしました。また、真偽は定かではありませんが「ローマ皇帝群像」によれば、23 代皇帝ヘリオバルガスは、宴会の会場で天井からバラの花を大量に降らせて来客を生き埋めにするなど狂喜とも言えるバラのブームとなりました。

ローマ帝国の衰退とともに中世ではバラは贅沢を表すものとされ、禁欲的なキリスト教の教えから神への捧げもののシンボルとしてバラの栽培が細々と行われる時代になりました。十字軍の遠征 (1100~1200 年頃) が行われると、東方の品種がフランスに渡り、薬として栽培も行われました。ルネサンス (1300 年頃) を迎えるとギリシャ、ローマ時代にバラの香りを楽しんだ当時の文化とともにバラの香りを楽しむ習慣が復活するようになり、フランスのプロバンス地方でもバラの栽培が

行われるようになりました。このプロバンス出身のイギリス王妃が紋章として白バラを使い、イギリス王家の紋章としてもバラが使われるようにもなります。イギリス王位の継承をめぐる内戦であるバラ戦争(1455~1487)には、ヨーク家の白バラとランカスター家の赤バラが紋章として使われました。両家の和解により、テューダー朝が始まりましたが、紋章は白と赤のバラを組み合わせています。



テューダー・ローズ

当時(15~17世紀)までのヨーロッパで栽培されていたバラは、春だけに咲く一季咲きのバラです。フランスの王家でもバラの栽培は行われており、王妃マリーアントワネットもバラを大切にしていました。「ベルサイユのばら」でも有名ですが、フランス革命(1789年)という動乱の時代を迎えます。その中で、ヨーロッパだけでなく世界各地からバラを収集してバラ園を作ったのは、現在は「バラの母」とも言われるフランス皇帝ナポレオン(1804年)の妃であるジョセフィーヌです。彼女の造ったバラ園では、自然交配でさまざまな種類のバラの花が作り出されていました。

この頃の、ヨーロッパ及び周辺で自生していたバラとは、異なる品種である中国原産の四季咲き

のバラが持ち込まれます。そして、1867年より前に栽培されていた品種をオールドローズと呼んで分けるほどの、大きな変革をもたらした画期的なバラの品種が、人工交配により創り出されました。フランス人の育種家であるギョーによる「ラ・フランス」で、モダンローズの第1号です。気温や栽培方法を工夫すれば、冬でも花を咲かせることが可能となりました。これを契機に、バラの品種改良がヨーロッパ各地で競うように始まり、現代に至るまで全世界で育種家によるバラ品種改良が行われています。花の色、大きさ、はなびらの形などの美しさを競い合っています。

日本では 1868 年に明治維新を迎えており、西洋文化の流入とともに国内にバラが持ち込まれています。財閥経営者の邸宅の西洋庭園にもバラの花が植えられることになりました。また、日本のバラ園の特長として、鉄道会社が沿線にバラを積極的に植えながらバラ園を運営しており、大手鉄道会社がバラの品種改良も含めて積極的に係わっています。

○バラの香り

バラの花弁(はなびら)には精油成分が含まれています。バラ水やバラ油を採るために地中海沿岸地方や中近東では、現在でも大量のバラが栽培されています。バラの香料の主成分は、右に示すような、2-フェニルエタノール、ゲラニオール、ネロール、シトロネロールなどの化学物質が主成分です。製法にもよりま

すが、2~4t の花弁から 1kg のバラ油が得られると言われています。

バラの香りに関する研究はこれまでに数多くなされてきましたが、本物のバラの香りには到達することが難しいとされてきました。近年になり、微量成分を調合することで安価に天然のバラの香りを再現することが可能となり、バラの香りを持つ製品が増えつつあります。

【参考にした情報】

- 1) バラの世界 大場秀章:講談社学術文庫
- 2) バラの歴史:公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

https://www.jataff.or.jp/bara/rekisi.htm

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- 人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (<u>PL@jcia-net.or.jp</u>) で。 (件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
 - ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
 - ※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正 に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当:菅沢(スガサワ))

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。